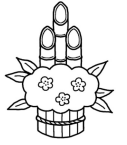


都市計画道路を考える 小金井市民の会

第57号 2021年1月7日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会
連絡先 電話090-7847-3968 (事務局:阿部)

今年もみなさんと力を合わせて
頑張っていきます



3・4・11号線の住民監査請求

— 監査結果 — 請求要件を欠き不適法として監査実施せず

3・4・11号線について東京都が支出したオープンハウスの費用1041万円などの返還を求める住民監査請求に対し、都の監査委員会は「住民監査請求として不適法につき監査を実施しない」との結果を請求人に通知してきました。

監査結果の理由として、監査請求の実質的な主旨は、都市計画決定の効力を問うこととで事業の適否を問うこととあり、非財務行為を監査請求の対象にされると行政作用一般を争えることとなるため、住民監査請求の制度主旨を逸脱し、地方自治法242号に該当しないという内容である。

この決定に対し、不服がある場合は、通知を受け取った日(1月2日)から30日以内に裁判を提起することができ、今後対応を検討することとしていきます。

監査委員会の決定通知は下に記載します。

(監査結果通知で指摘している地方自治法242号第1項は4面に記載しました)

監査を実施しない理由—形式的には公金支出の財務会計上の行為だが、実質的には国の都市計画決定の効力の適否・事業推進の適否を問うものと

監査結通知書

令和2年11月11日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

本件請求は、東京都が推進する都市計画道路小金井3・4・11外1路線(以下「本件路線」という。)の整備事業(以下「本件事業」という。)は、昭和37年の国の都市計画決定に根拠を置くものであるが、当該決定は法が求める適正な手続を欠き無効であり、本件事業に係るオープンハウスの開催や環境概況調査に係る費用支出は違法であるなどとして、都知事に対し既に支出したオープンハウスの経費の返還と環境概況調査の執行を取りやめることを求める請求である。

本件請求の主眼は、形式的には二つの財務会計上の行為であるが、その実質は本件事業の根拠となる国の都市計画決定(昭和37年)の効力の適否(存否)を問うことで、本件事業の推進の適否を問うことにある。

本件事業の適否の問題は、都の財務会計上の行為との直接の関わりを離れた、総合的な判断を前提とする都の行政施策上の問題と解される。非財務会計行為たるあらゆる行政施策は、その帰結として公金支出その他財務活動を伴うが、その帰結部分たる財務活動を捉えて原因となる非財務会計行為のすべてを住民監査請求の対象とすることが広く是認されるとなると、法第242条第1項に定める財務会計上の行為のいずれにも該当しない、およそ広範かつ多岐にわたる行政作用一般を争うことができるとなり、財務会計上の行為に限定されている住民監査請求の制度趣旨を逸脱する。

本件請求が適法な住民監査請求であるためには、本件支出それ自体に固有の財務会計法規上の義務違反があることの疎明をすべきところ、本件請求には、その格別の疎明はなく、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性が客観的に摘示されているとはいえないものである。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるので、監査を実施しないこととし、その旨請求人に通知する。

「市民の会」のホームページ ⇒ [小金井道路市民の会](https://koganeiroad.jimdo.com/) <https://koganeiroad.jimdo.com/>

「市民の会」のフェイスブック ⇒ [都市計画道路を考える小金井市民の会](#)

小金井市議会が3・4・11号線地質調査・2路線見直し意見書と都知事への申し入れ決議採択

小金井都市計画道路3・4・11号線外の地質調査の中止と長期的視点で2路線の見直しを求める意見書

東京都は、2020年11月24日に小金井都市計画道路3・4・11号線外1路線の地質調査委託の入札を開始した。

これまでに、小金井市議会は、東京都に両路線について見直し等を求める意見書を、8件送付している。8件目は、2020年9年、環境概況調査（動植物調査）の中止と長期的視点で2路線の見直しを求めるものだったが、調査は中止されることなく、さらに地質調査の委託が行われた。小金井市議会や市民の意見を無視した行為であり遺憾である。

2015年に優先整備路線（案）に選定されてから東京都が行っているパブリックコメントの結果も、小金井市の2路線に対し、97%が反対や見直しの意見であった。2019年度に小金井市が行った都市計画マスタープラン策定に当たってのアンケートでも、2路線の周辺に住む方の44%は事業を知らないという回答であり、現状、事業を進められる状況にはない。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、小金井都市計画道路3・4・11号線外の地質調査を中止し、長期的視点で2路線の事業化の見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

東京都知事 様

西岡市長に、東京都へ「小金井都市計画道路3・4・11号線に関する地質調査に着手しないこと」、「都市整備局との意見交換の場の設定」を文書で伝えることを求める決議

西岡市長は、令和2年5月27日付けの要望書で東京都知事に対し、東京都が優先整備路線に位置付けた小金井都市計画道路3・4・11号線に関して、事業化に賛同できないこと及び市長が了解できない状況下での事業化は進めないよう求めてきた。

しかし、東京都は、既にこの都市計画道路に関する環境現況調査（動植物調査）を開始している。市議会は、任意で行うとしても事業着手を前提とした準備行為に変わりはないと判断し、東京都に調査の中止を求める意見書を送付した。他方、西岡市長は、「任意の調査であり、事業着手を前提としていない」とし、東京都に中止を求めなかった。

見通しが甘いと言わざるを得ない。東京都は、環境現況調査（地質調査）に踏み切ったが、市長は認識を改めるべきである。

これまで東京都が行ってきたパブリックコメントや意見交換会、オープンハウス等では、市民の意見が反映されてこなかった。必要なのは、建設の是非の意見交換の場である。

多くの反対意見がある現状において、更なる調査の開始を地元自治体として決して許してはならない。

また、現在東京都から示されている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の中では、当該路線は骨格幹線道路を補完し地域レベルの交通を担う補助幹線道路として道路ネットワーク構築のための整備対象に位置付けられていることに対し、市として何も意見を付していないことが12月17日に開かれた全員協議会で明らかになっている。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、以下の事項について早急に東京都へ文書で伝えることを求めるものである。

- 1 小金井都市計画道路3・4・11号線に関する地質調査に着手しないこと。
- 2 当該道路整備の必要性について、市民と都市整備局が意見交換できる場を設けること。

以上、決議する。

令和2年12月21日

小金井市議会

次期都市計画マスタープランに関し、策定委員会への申入書

1月4日、都市計画課に持参し、12日開催の策定委員会で配布してくれるように要請しましたが、委員への配布に難色を示しました。さらに要請し、配布検討を依頼しましたが、配布されるかどうかは不明です。

都市計画マスタープラン策定委員会 殿

都市計画道路を考える小金井市民の会
3・4・11号線関係住民の会

都市計画道路に関する要望書

策定委員のみなさまには、小金井市のよりよい市民環境と暮らしやすい街づくりにご活躍されていることに感謝申し上げます。

私たちは小金井3・4・1号線と3・4・11号線が優先整備路線の第四次事業化計画に選定されたことについて、見直しを求めて活動している市民団体です。

これまで4回の都市計画マスタープラン策定委員会を傍聴し、また、議事録・資料を拝見しているなかで、いくつか感じたことをお伝えしたく、下記のとおり、要望申し上げます。

記

1. 現行の都市計画マスタープランに「3・4・11号線（連雀適り以南）・・・は、東京都に対して整備推進を要望する」と記載されていますが、このことはマスタープラン決定以前に該当地域の住民に周知されることはありませんでした。また、ほとんどの小金井市民が知らないうちにマスタープランとして公表されました。

そもそも、小金井のすべての都市計画道路は、昭和37年に決定されたとして、昭和37年7月26日付で官報に掲載されましたが、このときも、市民の意見を聞くことはありませんでした。

唯一、優先整備路線の第四次事業化計画を決定する前に、パブリックコメントとして、東京都が都民から意見を募集したのですが、この意見募集では、3・4・11号線については、1030件の意見が寄せられ、そのうち95.5%の984件が「廃止・見直し」を求めるものでした。

現在の都市計画法では、都市計画を決めるにあたっては住民の意見を問わなければならないと定めています。旧都市計画法のもとで決定したとされていますが、半世紀以上放置してから事業化をするというのであれば、改めて住民の意見を聞いたうえで判断すべきではないでしょうか。これが民主主義社会のあり方と考えます。

なお、昭和37年の「決定」は、旧都市計画法に定める「大臣の決裁・内閣の認可・告示にあたっての大臣の承認」を欠いている違法の疑いの濃い「決定」であることも付言します。

小金井市が行った市民アンケートでは、はげの自然が破壊されると答えた人が3・4・1号線 52.3%、3・4・11号線で45.6%、道路整備に莫大な費用がかかると答えた人は3・4・1号線で57%、3・4・11号線で47.4%となっています。決して市民は2本の路線の事業化に同意したものでないことがわかります。

2. 東京都は小金井の2本の優先整備路線について、18m幅の都市計画道路が防災に役立つと、記載しています。東京都の木密地域の火災対策として示している特定整備路線の計画では、道路整備だけでなく、沿道の建物を3階建て、4階建てにして、不燃化・耐震化と一体的に取り組もうとしています。

これまでに大火に見舞われた糸魚川や酒田の火災では、火の粉が100mの飛び火となっており、決して道路幅員を広げることが火災の拡大を防ぐことに役立つものではないこともわかっています。

阪神淡路大震災では、幹線道路は渋滞で消防車が通れない状態でした。

こうした災害には、防火水槽や隣近所の助け合いなどの地域防災が大事であることも明らかになっています。

地域コミュニティを破壊する道路建設は、災害時の助け合いを壊してしまうこととなります。

3. 東京都は3・4・11号線の事業化にあたり、はげと野川、武蔵野公園に橋梁を建設するとしていますが、このことは、はげと野川と武蔵野公園の自然に計り知れない影響を与えることとなります。

東京都の示す橋梁の例では、4本の橋脚が基礎で8m×12mで、地中10m近く、しかも杭基礎はそれよりかなり深いところまで伸びると考えられます。

都の建設局は簡単な動植物の生息調査や地質調査を行うとしていますが、これまで長年にわたって、野川とハケ、武蔵野公園の動植物の生態を調査してきた自然保護団体と協力して検討することを求めるべきではないでしょうか。

4. 最後に、都市計画道路は事業認可を得たとしても、早くて10年、任民の合意を得られていない地域では、完成までには30年から40年以上要しているのが実態です。周辺地域の交通安全確保のためにも、関係住民と行政が十分意見交換しながら検討し、よりよい方策を見つけ出していくことが求められているのではないのでしょうか。

Q&A

2本の優先整備路線が完成すると 「いつ」と「どこ」の都の言い分

防災に役立つ？

東京都は「延焼遮断帯」として防災対策上有用としています。

18mの道路になれば延焼遮断帯になるわけはありません。

東京都の「防災都市づくり推進計画」は、16mと24mの道路幅員の場合、沿道30mの不燃化率が60%以上必要としています。道路を広げただけでは延焼遮断帯の効果はないと言っているのです。

生活道路への交通抑制？

東京都は2月のオープンハウス資料で「生活道路への通過交通の抑制による地域の安全性向上などに資する重要な路線」と述べています。

では、都は3・4・11号線の完成をいつと考えているのでしょうか。

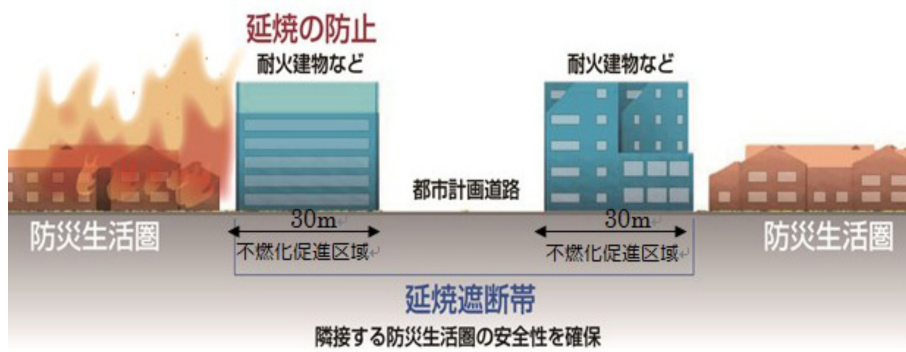
東大通りは中央線から大通りまでの420mの事業が始まったのが2006年、まだ未完成です。

都が公表している都市計画道路の事業では、測量から完成まで7～8年と表示されています。これは土地の買収がスムーズに進んだ場合です。30年から40年かかるのが普通です。

『生活道路の安全性向上』というの

であれば、いますぐ、都や市が住民と協力して対策を検討すべきです。

不要不急の道路建設でなく
今こそ、医療・ケア・学校・営業に国も都も予算をまわすべき



東京都の「防災都市づくり推進計画」から引用しました

マスタープラン策定委員会に要望書提出

道路市民の会と3・4・11住民の会は、1月12日に開催される第5回マスタープラン策定委員会で配布してもらうように要望書(第3面掲載)を都市計画課に持参しました。主な内容は次のとおり。

- ① 優先整備路線に決定時も、現行のマスタープラン決定時も、市民の意見は全く反映されておらず、半世紀以上前の都市計画道路決定は、違法に決定されていること。
- ② 延焼遮断帯との理由付けしているが、東京都の指針では、18mの道路では、役にた

- たず、道路両側の建物を不燃化にしなければならぬこと
- ③ 4本の橋脚を立てるよう

地方自治法 第242条 第1項
 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

<前回以降の活動経過>

- 12月3日 第56回世話人会
- 12月10日 3・4・8号線懇談会
- 同 多摩地区道路連絡会
- 同 住民の会監査請求相談会
- 12月15日 青梅街道IC裁判傍聴
- 12月16日 品川29号線裁判傍聴
- 12月19日 第1回監査請求懇談会
- 12月20日 第2回監査請求懇談会
- 12月24日 第3回監査請求懇談会
- 12月25日 監査請求相談-西東京法律事務所
- 12月26日 監査請求相談会
- 2021年
- 1月2日 監査請求結果通知書受領
- 1月6日 監査請求結果配布作業開始
- 1月7日 第57回世話人会

<今後の日程>

- 1月12日 第5回都市計画マスタープラン策定委員会 10時～12時 本庁舎第一会議室
- 1月13日 多摩地区道路連絡会オンライン会議
- 1月31日 西東京防災講演会 14時 柳沢公民館 (講師:中村八郎さん)

<都内の裁判>

- 1月20日 品川29号線裁判 103号法廷
- 2月24日 羽村駅西口区画整理裁判15:30